

氏 名	み たに なお ずみ 三 谷 尚 澄
学 位 の 種 類	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	文 博 第 341 号
学位授与の日付	平 成 18 年 1 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研 究 科 ・ 専 攻	文 学 研 究 科 思 想 文 化 学 専 攻
学 位 論 文 題 目	人 間 の 合 理 的 行 為 者 性 を め ぐ る カ ン ト の 分 析 に つ い て

論文調査委員	(主 査) 教 授 伊 藤 邦 武	助教授 出 口 康 夫	助教授 水 谷 雅 彦
--------	----------------------	-------------	-------------

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、カントの実践哲学を再検討し、その理論の中心をなしている「実践理性の自律」という思想が、人間の合理的行為者性にかんするいかなる洞察から導かれているものであるかを解明するとともに、現代の実践哲学における主要なカント批判の観点に照らして、この行為者性にかんする洞察がいかなる返答を与えることのできるものであるかを検討することを目指したものである。ここでいう現代の主要なカント批判の立場とは、とくにバーナード・ウィリアムズの「実践的合理性の客観主義モデル」の批判と、チャールズ・テイラーの「カント的な無差別の選択の自由にもとづく倫理」の批判を指している。これらは今日きわめて強力な理論的立場として認められており、単に哲学上の理論的意義にとどまることなく、現実の社会問題や政治問題の文脈においても様々な仕方で適用されている立場である。したがって、カントにたいするこれらの批判への返答を試みることは、カントの実践哲学の今日的意義の検討に直結する主題である。本論文は、カントの実践哲学の意義をこのような今日的関心に引き付けて再検討するという意図のもとに構成されている。

論文全体は「序」を除いて六章からなり、第一章がウィリアムズの倫理思想とそのカント批判の要点の概観、第二章がテイラーの倫理思想とそのカント批判に当てられ、第三章以降でこれらの批判に答える形で、カントの理論の分析が展開される。第六章は最終章として「異論への応答と本論文の特質の明確化」と題され、それまでの議論の総括と予想される反論への答弁を含むものになっている。以下、これらの各章の内容を要約的に説明する。

第一章は、「反省」と「実践」の緊張関係：バーナード・ウィリアムズによる「客観的合理性」への懐疑と「一人称からの倫理的熟慮」の主張、と題されている。ここではウィリアムズの主張の要点が押さえられたうえで、そこから帰結するカント批判が概観される。そのためにも、まず、「行為の理由」という観点から見られた「客観的合理性」への懐疑が指摘される。ウィリアムズの立場は、先行する主観的動機との関係をもたないかぎり、理性ないし合理的思考が行為者に行為の理由を与えることはないのではないかという、ヒューム以来の合理主義的倫理観への懐疑主義である。この懐疑は「実践的合理性の客観主義的モデル」一般にたいする懐疑へと拡張され、その結果として「科学」とのアナロジーで「倫理知」を理解しようとする試み全体への批判が生まれる。このような試みに対比的なしかたで彼自身が擁護しようとするのは、「世界に導かれつつ」同時に「行為を導く」ものでもある、「濃い倫理的概念」の働きの理論である。この濃い倫理的概念の思想からすると、カントの道徳論や倫理思想は、それがわれわれの生を「貧困化」という点で批判される。彼によれば、カントのように「理論理性」とのアナロジーにおいて「実践理性」を性格づけようとする根強い傾向こそが、われわれの生にかんする誤った理解を導く根本的な原因なのである。

第二章は、「自己解釈」に基づく行為者の理解：チャールズ・テイラーの「哲学的人間学」と「文脈から遊離した自由」の批判、と題されている。この章ではテイラーの人間学とそこから帰結するカント批判が概観される。テイラーは、「アイデンティティ」、「真正さ」、「承認の重要性」などをキーワードに、われわれを取り巻く「自由」の問題に鋭い洞察を示している。彼は「無差別な選択の自由」を基礎にした近代的人間像の内包するアトミズムや「状況からの負荷を受けない選択の

自由、権利」を批判し、これらと対比的な、「強い評価」や「重要さを指し示す欲求」を基盤とした人間像を確立しようとしている。彼の政治哲学はこうした人間観を基礎にした、マルチカルチュラリズムの時代の「承認の政治」の原理を追求したものである。この観点からすると、カントの実践哲学は「文脈からの遊離」を主張しつつ同時に日常的生への規範的要求を確保しようとする、転倒した理論であることになる。この批判的観点からすると、カントの人間像はいわば、「実践理性にたいする異常崇拜」から成り立っているものであり、そこでは「平等」や「利他性」さらには「普遍的倫理」への強い欲求に導かれて、最終的にはわれわれの豊かな道徳的熟慮の源泉が切り詰められる結果をもたらしているのである。

第三章は、「カントにおける義務の理論：『基礎付け』第1章における「義務」と「傾向性」の優先関係をめぐる分析について」と題されている。この章は主としてウィリアムズのカント批判にたいする論駁である。ただし、この論駁は暫定的なものであり、その最終的な論駁はカントの合理的行為者性の分析をまっとうされる。カントの道徳説にたいする批判のなかでもっとも典型的なものとして、「義務と傾向性」の排他的闘争という概念にたいする批判がある。この批判はシラーの風刺詩を代表として、歴史上何度か提出されてきたものであるが、ウィリアムズのカント的義務の批判もその洗練された形態に他ならない。ここでは、こうした批判が「行為の目的としての義務」という前提によってカントを理解しているところに誤解の根があることが主張される。カントにおける義務の概念は「行為の意図」そのものに関わるのではなく、その意図を行為の目的として採用するさいの「動機」のあり方に関わるものとして理解されるべきである。この点を理解すれば、カントの理論が「義務のための義務の遂行」という道徳説ではないことが承認されるであろう。

第四章は、「生に構成的な定言命法」と題されている。カントの合理的行為者性一般にたいする批判の代表的なものとしては、上の義務論にたいする批判と並んで、いわゆる定言命法にたいする批判が存在する。テイラーによる文脈に依存した道徳性の主張は、この無条件的な定言命法にたいする批判の一種である。この批判によれば、実践的「べき」の規範性は「べき」の向かう参照点なくしては成立せず、実践的命令として成立しうるのは先行的に実現すべき目的の内容が規定されている仮言命法だけであり、「べき」の参照点となるべき目的があらかじめ設定されていない定言命法は虚偽概念にすぎない、とされる。本章はこのテイラーの批判もまたカントの理論にたいする誤解から生じたものであることを論じる。一般に定言命法と対比的に理解される仮言命法は、実践理性における分析判断の遂行であると考えられているが、この分析判断は「目的—手段の規範的關係」という「道具的原理」が把握されている場合にはじめて成立することであり、けっして無前提的に分析的な判断と見なされるものではない。そしてこの道具的原理のもとでの目的—手段の規範的關係が成立するためには、規範性の源泉としての定言命法が判断のメタレベルで働いていなければならない。カントの定言命法への訴えはこのような実践的理性のもつメタレベルでの論理的形式を表現したものに他ならず、この点を見落としたカント批判はわれわれの行為をかえって根拠をもたない判断にもとづけることになり、それは行為の合理性の放棄に繋がる危険性をもっている。また、カントの「自律」の概念には「文脈から構成される」「濃い」倫理的概念の働きも含まれており、けっして純粹に形式的な意味での理性の自己立法を意味しているわけではない。これらの点に注意するかがり、行為の文脈性に依拠したテイラーらの批判は実際のカントの理論に妥当しないものとなる。

第五章は、「カント的行為者性理論の根本構制：権利・自律・自己自身に対する義務」と題されている。この章では、以上のようなカント批判の論駁において十分に扱うことができなかった自由の問題や自己自身に対する義務の問題を扱う。カントの権利論は、自由の概念から直接に導かれるのではなく、「道徳の命法をつうじた自由の認識」、すなわち各々の行為者が内面的に抱くはずの義務の意識に依拠しつつ展開されるものである。したがって、カントにおいては単なる自由と自律の区別が重要な意味をもつことになるが、この区別を重視すると、自律の達成とは単なる選択ではなく重要な目的に対する自由の達成であるということになり、そのかがり、自律の概念にはアイデンティティの概念が相伴することになる。そして道徳的アイデンティティという思想に「価値づけるものとしての自己意識」という概念を重ね合わせると、「自己自身に対する義務」というカント独自の概念の意義が浮き彫りにされる。通常の権利論と異なり、この自己自身に対する義務の成立を認めるカントの理論構制にあっては、「自己に対する義務を承認しなければ他者に対する義務はすべて意味を失うであろう」、ということが帰結する。したがって、他者の権利は、行為者の自己自身に対する義務の自覚、あるいは行為者が自分自身を価値ある存在として承認するという過程をまっとう、初めて成立するものであることになる。この道徳的アイデンティティの視点こそ、ウィリアムズやテイラーの批判にたいしてもっとも決定的な回答を与えることのできる観点である。

第六章は、「異論への応答と本論文の特質の明確化」と題されている。この章は、これらまでのカント批判に対する論駁を通じて提出されているカント解釈について、予想されるいくつかの異論に返答し、それによって本論文の立場の妥当性をもう一度確認しようとする章である。本論文は全体として、現代の代表的なカント批判に応えるために、それらの批判が依って立つ洞察が、むしろカントの理論そのものにおいて認められる立場であった、という観点から批判の論駁を展開しようとしている。しかしこのような現代の実践哲学にカントを引き付けて理解しようとする解釈は、カントの実践哲学に対する通常の解釈と比べてある種の偏りをもったものではないのか、あるいは、一面的な解釈ではないのかという嫌疑を生む恐れがある。そこで本章では、これまでの章で展開されたカント解釈がたしかにカントの理論の一面を強調し、他の面を軽視する傾向はあるとしても、そうした解釈における強弱の導入は決して歪曲とはいえず、むしろカントの現代的意義を明らかにするための必要な手順であることを論証する。本論におけるカントは、人間における自律的行為主体の自己構成という視点を強調したものであり、こうした構成主義的な自律理解はたしかに、個別の人間主体を超えたところに成立する「理性そのもの」の命令や、さまざまな種類の義務とその絶対性にかんして区別される道徳的義務の至上性を認めない。しかし、絶対的至上命令としての道徳を認めない本論の「人間中心的な自律理解」の立場は、他方で、ただ偶然的にのみ、という限定条件のもとにおいてではあるにしても、何らかの「人間を超えた価値」が各人の実践的推論の構成要素として取り込まれることを否定しない。そのかぎりでは、道徳を合理的行為システムの特殊な一形態と位置づける本論の立場は、道徳の普遍性を主張するカントの本来の意図を裏切るものではない。むしろこのような構成主義的なカント解釈によってこそ、その厳格主義、形式主義の弊害を免れた奥行きのあるカントの実践哲学を展望することができる、というのが本論の結論である。

論文審査の結果の要旨

カントの実践哲学は西洋近世を代表する倫理学説であるが、今日の実践哲学の文脈においてはさまざまな批判の対象となることが少なくない。本論は現代の代表的なカント批判を念頭にいたうえて、カントの実践哲学の中心をなす実践理性の自律という思想が、人間の合理的行為者性にかんするいかなる洞察から導き出されたものであるかを検討することによって、これらの批判にたいする回答を与えようとする試みである。本論は基本的にカントの実践哲学の解釈の研究であると同時に、この哲学の内実を今日的関心に引き付けて再検討することによって、その意義を改めて見定めようとする作業でもある。

本論において現代のカント批判の代表として取り上げられるのは、バーナード・ウィリアムズとチャールズ・テイラーの実践哲学である。彼らはそれぞれ、「実践的合理性の客観主義モデル」への批判と、「無差別な選択の自由にもとづく倫理」への批判を軸に独自の実践哲学を構想すると同時に、これらの批判を根拠にして、こうした倫理観の思想史的源泉であり、今なお一般にこの立場を代表する哲学者と目されているカントを批判してきた。論者はこれらの批判的視点が現代の文化的、政治的状況に照らして十分に意味のある視点であることを認めたいうえて、カントの思想がこうした批判の対象としては不適切であること、というの、カントにおいてはむしろこれらの批判者が重視するテーゼ自体が積極的に認められているからである、ということを描する。そのために論者は、『道徳の形而上学の基礎付け』や『実践理性批判』を参照しつつ、カントの合理的行為者性の理論の具体的内容を、「権利」「自由」「自律」「自己に対する義務」などの側面から洗い直す。この作業を通じて論者は、現代において一般的に流布しているカント像が単純化されすぎたものであることを論証し、ウィリアムズやテイラーの批判もまたカントに対するこの種の誤解に由来するものであることを確認する。しかし、論者のカント解釈は同時に、現代の実践哲学における問題関心の重視という視点から、カントの理論そのものにたいする評価においても、一定の取捨選択を行うべきであることを主張する。この取捨選択を通じて立ち現れるカントとは、厳格主義や形式主義の側面を最小限にとどめる一方、人間の自己構成本質という主張を最大限に強調するようなカントである。カントの哲学を構成主義的な立場として解釈することこそ、現代においてもその理論的意義を十分に活かすためのもっとも有効な方策であるというのが、現代のカント批判への回答を与えつつ、同時にカントの今日的意義を見定めようとした本論の結論である。

本論はそれゆえ全体として、カントの実践哲学の「弁証」ともいうべき性格をもっているが、この弁証的作業を通じて、この哲学の様々な側面にニュアンスに富んだ光が当てられるようになった。本論の重要な成果はこの点にあると思われる。本論が解明したカント哲学の特徴の内とくに目覚ましい点として、次の三点を挙げることができる。

一、カントの道德説にたいする批判の代表として、「義務と傾向性」の厳格な対立という概念があるが、論者によればこの概念の一般的理解は過度に単純化されたものである。カントにおける義務の概念は「行為の意図」に直接関わるものではなく、その意図を行為の目的として採用する際の「動機」のあり方に関わるものである。この点をしっかりと踏まえれば、カントの理論が「義務のための義務の遂行」を求めるものではないことが理解されるようになる。

二、カントの「定言命法」についても、その形式性、無条件性がしばしば批判されている。とくに、テイラーらのいう文脈に相対的な実践の規範という思想においては、実践的命令として成立しうるのは、実現すべき目的の内容が先行的に規定されている仮言命法のみであり、参照点となるべき「べき」の目的が設定されていない定言命法は虚偽概念であるとされている。しかし仮言命法がある種の分析判断として働きうるためには、「目的—手段の規範的關係」という道具的原理が予め把握されている必要があり、この原理自体は分析的ではなく総合的である。カントの定言命法はこのメタレベルでの規則を表現したものであり、文脈に相対的な規範が機能するためにも、その妥当性が必然的に前提されなければならないのである。

三、カントにおける「自由」の概念についても、その無差別的、無記的な性格がしばしば批判される。しかし、この概念はカント独自の「自律」の概念から導かれるものであり、その自律の概念は「自己に対する義務」の概念と相即的に立てられている。したがって、自由の概念は実際には無差別的な形式的概念ではなく、自己のアイデンティティへの参照を含んだ、「濃い」倫理的な概念であることになる。この点で、ウィリアムズらの客観主義批判は的を外していることになる。

本論は以上のような例に見られるように、カントの実践哲学に対する鋭利な分析を基礎にした擁護として、きわめて力強い議論を展開している。しかし、その議論はときとして様々なカント批判をまとめて論駁するのに急であるために、批判者相互においても見られる立場の相違や強調点の相違について、あまり明確な注意が払われていないといううらみを残している。このような点に意を配り、より柔軟で多角的な弁証論を展開すれば、現代におけるカント哲学の意義に関して、さらに説得力のある議論が可能であったのではないかとと思われる。この点では論者の今後のさらなる精進を期待したいと思う。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2005年9月27日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について試問した結果、合格と認めた。